

第2回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和5年5月22日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について
第5 議案第3号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
第6 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅 野 能 弘
2番 長谷川 和 夫
3番 佐 藤 能 將
4番 樋 口 國 先
5番 加 川 可名子
6番 神 野 充 布
7番 杉 田 文 枝
8番 山 下 博 史
9番 瓜 田 晃
10番 藤 本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山 崎 義 典
事務局次長 中 村 稔
主事 菊 地 智 皓

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第2回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。
------	--

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に6番神野委員、7番杉田委員にご指名をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
------	---

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	ご異議がないようでありますので神野委員、杉田委員を議事録署名委員に決定いたしました。
------	--

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告があれば発言してください。
------	---

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	-------------------------

中村次長	はい、事務局次長。
------	-----------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

中村次長	それでは、議案2ページをお開きください。第1回総会以降の経過報告になります。4月25日美深町農業再生協議会通常総会が農業振興センターで行われ、会長と局長が出席しております。5月8日令和5年第2回美深町議会臨時会が役場議場で開催され、会長と局長、次長が出席しております。16日から17日令和5年度農業者年金業務新任職員研修会が札幌市で行われ、菊地主事が出席しております。農業者年金の事務・手続きにつきまして2日間に渡り研修を受けております。18日令和5年第3回美深町議会臨時会が開催され、事務局で対応しております。本日22日第2回美深町農業委員会総会が開催されております。続いて第2回総会以降の予定でございます。5月28日令和5年第4回美深町議会臨時会が開催の予定です。31日美深町地域担い手育成総合支援協議会の幹事会と、新規就農等指導委員会と、農業経営改善指導委員会が農業振興センターで開催の予定で、事務局で対応いたします。6月7日美深町地域担い手育成総合支援協議会定期総会、同じく同日ですけれども、美深町農業後継者育成推進協議会定期総会が役場大会議室で開催の予定です。それぞれ会長と事務局、瓜田代理には農業後継者の協議会の出席のご案内の予定です。19日から30日まで令和5年美深町議会第2回定例会の開催の予定でございます。第3回農業委員会総会ですけれども、何日が皆様ご都合よろしいかどうかご相談申し上げます。
------	---

（日程調整）

中村次長	では、26日開催の予定といたしたいと思いますが、また近くなりましたらご案内いたします。経過報告、諸般の報告は以上になります。
------	--

藤本会長	事務局の説明がありましたけれども、ご質疑ございませんか。
山崎局長	局長
藤本会長	はい、局長
山崎局長	ただいま事務局から説明した内容に 2 点ほど補足をさせていただきます。私のほうで説明いたしますのは、5 月 8 日並びに 5 月 18 日に開催されました美深町議会臨時会の報告をさせていただきたいと思います。まず 8 日の日ですけれども、この日は町議会議員選挙後初議会ということになります。議会構成について決定がされております。ご承知だとは思いますが報告を行います。議長南議員、副議長荒川議員。各常任委員会です、総務住民委員長小口議員、副委員長名取議員、産業教育委員長和田議員、副委員長田中議員、議院運営委員会委員長藤原議員、副委員長和田議員。監査委員、こちらは議会選任となります、望月議員となっております。続きまして 18 日の臨時会につきましては、美深町税条例及び国保税条の一部改正がされております。あわせて特別職の選任ということで、副町長川端秀司、教育長杉本力が決定をされている状況になってございます。以上です。
藤本会長	ただいまの報告に対しまして、ご質疑等があれば受け賜ります。ありませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第 3 議案第 1 号

藤本会長	< 日程第 3 > 議案第 1 号農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは、議案 3 ページをお開きください。議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので審議願います。 整理番号 1 番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、〇△条〇△丁目△△番地△ 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡です。契約の期間は平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まででした。合意による解約年月日につきましては令和 5 年 5 月 9 日、土地の引渡期日令和 5 年 5 月 10 日、これは貸主借主の申出による合意解約となりまして、農地を売買するために解約をいたします。 続いて整理番号 2 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇、借主、字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡です。契約の期間については平成 29 年 4 月 26 日から令和 9 年 4 月 25 日までの賃貸借です。合意による解約年月日は令和 5 年 5 月 14 日、土地の引渡時期令和 5 年 9 月 30 日、貸主の申出による合意解約となりまして、整理番号 1 番 2 番とも合意解約から土地の引渡期日まで 6 か月以内ですので、合意解約

	が成立していると考えられます。説明以上となります。
藤本会長	ただいまの説明に対しましてご質疑を受け賜ります。ありませんか。
3 番 佐藤委員	(挙手)
藤本会長	はい、佐藤委員
3 番 佐藤委員	2 番で土地の表示が△△筆となっていますが。
中村次長	はい、事務局です。合計△筆になります。表示間違えてしまいまして申し訳ありません。間違いなく△筆です。合計面積後ほど報告いたします。
藤本会長	他にございませんか。ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって、議案第 1 号農地賃貸借の解約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長	<日程第 4>議案第 2 号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第 16 条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。はじめに整理番号 16 番を説明いたしますので、7 番神野委員ご退席ください。 (7 番神野委員退室)
藤本会長	それでは、事務局より説明願います。
中村次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは 4 ページをお開きください。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美深町長草野孝治より決定を求められた令和 5 年度第 2 号農用地利用集積計画について審議を求める。 整理番号△△番、貸主、字○○○△△△番地 ○○○○○、借主、字○○△△番地△△ ○○○○、土地の所在、美深町字○○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は令和 5 年 6 月 28 日から令和 10 年 6 月 27 日まで 5 年間、小作料は反当り△、△△△円、年額△△△、△△△円の賃貸継続の案件です。説明は以上です。
藤本会長	整理番号 16 番について審議願います。ご質疑、ご意見を受け賜ります。ありませんか。 (「なし」という者あり)

藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。 (7 番神野委員入室)
藤本会長	続きまして、整理番号 17 番から 24 番を事務局から説明願います。
中村次長	はい、事務局次長
藤本会長	はい、次長
中村次長	それでは引き続き 4 ページになります。整理番号 17 番、貸主、〇〇市〇〇〇〇△丁目△-△△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。利用権の期間は令和 5 年 6 月 28 日から令和 10 年 6 月 27 日までの 5 年間、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円の賃貸継続の案件です。 5 ページに移ります。整理番号 18 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇〇△△△番△、公簿牧場、現況牧場、面積△△, △△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡の賃貸借です。期間につきましては令和 5 年 6 月 26 日から令和 9 年 12 月 25 日、4 年 6 ヶ月となります。小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円の賃貸継続の案件です。 6 ページになります。整理番号 19 番、貸主は整理番号 18 番と同じになります、借主、字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、字〇〇〇△△△番△、地目、公簿牧場、現況牧場、面積△△, △△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡の賃貸借となります。期間は令和 5 年 5 月 26 日から令和 9 年 12 月 25 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円となります、賃貸継続の案件です。7 ページに移ります。整理番号 20 番、譲渡人、字〇〇△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、譲受人、〇△条〇△丁目△△番地△ 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡、所有権移転の売買です。利用権の設定、移転時期については令和 5 年 5 月 23 日、対価の支払期限令和 5 年 12 月 20 日、土地の引渡時期は対価の支払日です。金額については田が△△△, △△△円、畑△△△, △△△円、総額△, △△△, △△△円、これは賃貸から売買の案件です。別紙資料を付けていますので、資料をご覧くださいと思います。参考資料 1 というページ、整理番号 20 番〇地区の図面が載っております。〇〇△△号線左に市街地、右に〇〇市といったような構図となっておりまして、〇〇〇沿いの方の〇△号通のところ〇〇△線、〇〇△線、〇〇△線の間に△筆あります。次の 21 番と一緒に図面になってしまいますけど、20 番の土地の位置については〇〇△線のところに△筆△△△-△、下のほうのカーブのところ、一番下の部分、ちょっと見にくいのですが、△△-△、△△-△、△△-△ということで、〇〇〇〇〇さんの部分が全部で△筆あります。 では議案に戻っていただきまして、整理番号 21 番、譲渡人、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、譲受人、〇△条〇△丁目△△番地△ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字美深△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移転売買です。所有権の移転時期については、令和 5 年 5 月 23 日から令和 5 年 12 月 20 日、土地の引渡時期は対価の支払日、価格ですけど田△△△, △△△円、畑△△△, △△△円、価格総額が△, △△△, △△△円となりま

す。資料先ほどのページに戻っていただきまして、参考資料 1 下の図になりまして、21 番というところ、真ん中の四角い箇所が赤く囲ってあると思います。△△△-△、△△△-△、△△△-△ということで、△筆、〇〇〇〇さんの位置図をご確認いただきたいと思います。

では、議案 7 ページに戻っていただきまして、整理番号 22 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 5 年 5 月 23 日から令和 6 年 5 月 22 日までの 1 年間、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円の賃貸継続の案件です。次のページをお開きください。整理番号 23 番、貸主、字〇〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇〇△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の内△△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 5 年 5 月 30 日から令和 10 年 5 月 29 日までの 5 年間、小作料は反当り△, △△△円の年額△△, △△△円、賃貸新規の案件でして別紙参考資料 1 ページをご覧ください。上の図は広域図になります、〇〇〇地域のほぼ〇〇あたりになります。下の図が近隣の配置図になります。外側で赤く囲った部分が△-△の部分になりまして、網掛けの部分が今回の位置地番になりますが、住宅の近辺、ちょっと使い勝手悪いところがありまして、それを除いた部分△△, △△△㎡となります。整理番号 24 番についてはこの裏になります。参考資料 3 というところ、整理番号 24 番〇〇〇地域の〇〇〇〇さんから〇さんへ移る部分の図面を載せてございます。下の図で見えますと、〇〇方面から橋を渡って〇〇〇の方に入るのですけども、上のほうが△筆と下のほうが△筆、△筆△筆ということで分かれております。下のほうの山林に近い部分が利用できる部分が少ないということになります。先に資料番号を説明しましたが、議案に戻っていただきます。議案の 8 ページになります。

整理番号 24 番、貸主、〇△条〇△丁目△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇〇△△番△△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△. △△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△. △△㎡の内△△, △△△. △△㎡の賃貸借です。期間は令和 5 年 5 月 30 日から令和 6 年 5 月 29 日までの 1 年間、畑反当り△, △△△円、年額△△, △△△円の賃貸新規となります。先走りまして事前に説明しましたが、山林が多く利用できる部分が少ないということで、内地番となっております。説明は以上です。

藤本会長

整理番号 17 番から 24 番について審議願います。ご質疑、ご意見を受け賜ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。
よって、議案第 2 号については、原案のとおり可決されました。

中村次長

はい、さっきの議案第 1 号の合意解約の部分になります。3 ページの整理番号 2 番の土地の面積の表示なんですが、△△, △△△㎡です。大変失礼いたしました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長	<日程第 5>議案第 3 号令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題に供します。事務局より説明願います。
中村次長	はい、次長
藤本会長	はい、次長
中村次長	9 ページをお開きください。議案第 3 号令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められた令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の可否について、審議を求めます。これにつきましては、例年 5 月に、その年の目標と評価と 2 本立てでやっておりました。目標につきましては、3 月の第 13 回総会の際に既に審議済みでありまして、今回は令和 4 年度の評価のみですのでご理解いただきたいと思います。1 点検・評価（案）、令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、別紙のとおりとなっております、次のページから説明いたします。10 ページになりますけれども、こちらは別紙様式 5 ということで令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表というところで、1 番目農業委員会の状況であります。これにつきましては、3 月の総会で提案しました令和 5 年度の活動目標の設定と同じ内容ですので説明を省略いたしまして、次の 11 ページをご覧ください。2 番目最適化活動の実施状況です。1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題 現状について申し上げます。管内の農地面積 5,010ha、これまでの集積面積 4,279.05ha、集積率については 85.41%でした。課題については、「認定農業者への集積を促進しているが、個々の経営面積が増加し規模拡大が頭打ちになりつつある。そのため集積率は大幅に伸びていない。地域農業を支える新たな担い手の育成、確保し集積促進が求められる」です。②の目標は割愛させていただきます、③実績という欄をご覧ください。今年度の新規集積面積 6.39ha、農地面積は 5,010ha、今年度末の集積面積（累計）は 4,285.44ha、今年度末の集積率 85.54%、目標に対する達成の状況では、99.6%となります。農業委員会の点検結果はその下の欄になりますけれども、「営農集団内の担い手へ農業経営基盤強化促進法に基づく集積を図り、担い手への集積を促進した」。下のほうの(2)遊休農地の発生防止・解消に移ります。①現状及び課題、現状、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況、これは第 1 号遊休農地面積が 0ha、うち緑区分、黄色区分についてもともに 0ha、下の②目標については 0ha ということになりまして、次の 12 ページをご覧ください。③の実績になります。アの既存遊休農地の解消、これは緑区分、黄色区分、いわゆる遊休農地の度合いのことを指すんですけども、緑区分、黄色区分ともに 0 というふうになります。新規発生遊休農地の解消、これも 0 です。④その他については、農地利用状況調査実施時期については 8 月に実施しました。その結果、遊休農地の面積は 0 ということになります。農地の利用意向調査についても 0 でしたので、実施はしておりません。農業委員会の点検結果については、「計画通り実施し農地の状況を確認した」、これは昨年と同じ点検結果となります。(3)新規参入の促進であります。①現状及び課題、現状、令和 2 年度新規参入者 2 経営体、25.5ha、令和 3 年度については 0 経営体、0ha、令和 4 年度の新規参入者については 1 経営体、15.6ha、これは〇〇地区の〇〇〇さんになります。目標面積は割愛しまして、次のページ 13 ページにいきます。13 ページ③実績、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地面積 15.6ha、目標に対する達成率 133 とありますが 100%の間違いですので、申し訳ございません、100%に変えてください。新規参入者の参入状況については 1 経営体、取得面積 15.6ha、これは〇〇さんの面積となります。農業委員会の点検結果「予定していた新規就農者 1 件が順調に就農した。依然、農

業資材、肥料、飼料高騰は大きな課題となるが、JA等の関係機関と連携を図りながら、新規参入について取り組んでいきたい」。続いて2番目の最適化活動の目標であります。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標、1人あたりの活動3日、活動を行う農業委員の人数は10名となります。目標は割愛しまして、実績になります。活動強化月間の設定回数、これは3回で行いました。8月、①②が取組項目となりますが、これは農用地利用状況調査を実施しておりまして、遊休農地の発生防止に取り組みをいたしました。11月と3月同じ項目になりますけども、「賃貸契約の更新時期のため、貸し手借り手の情報を地域で共有し担い手への集積を図る」ということで、皆様地区でそれぞれ取り組んでいただいたことと思います。次14ページになります。(3)新規参入相談会への参加、これは目標1回でしたが、②の実績ですが開催できなかったということで0となります。一番下になりますけども総合的な推進委員等の点検・評価結果であります。3番目の目標に対して期待どおりの結果が得られた、10名の委員さんということで、そういう評価をしてございます。最後15ページをお開きください。3番目事務の実施状況です。これについては今年度から新たな様式ということで初めてお示しする様式になります。1総会、部会の開催実績ということで、美深町農業員会総会4月から3月まで合計13回開催をしております。2番目農地法第3条に基づく許可事務でございます。1年間の処理件数3条7件、うち許可が7件となっております。処理期間は標準処理期間申請書受理から10日間、処理期間(平均)10日間、総会開催日の公表はしている、申請書締切日の公表はしていないというふうになります。3農地転用に関する事務についてです。権限移譲については農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定ということになっております。1年間の処理件数、転用4条申請が2件、5条申請が2件、合計が4件、うち許可相当が4件、不許可相当が0件となります。処理期間については、標準処理期間申請書受理から40日、処理期間(平均)40日となります。4違反転用の対応、現状、管内の農地面積5,010ha、違反転用面積はございません。実績についても違反転用なしということで、解消面積は0となっております。説明は以上です。

藤本会長

議案第3号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。
よって、議案第3号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎日程第6 その他

藤本会長

<日程第6>その他、委員の皆様から何かございませんか。
なければ事務局の方から何かございますか。

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第2回美深町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

※終了 午後2時10分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑥

署名委員 6 番

⑥

署名委員 7 番

⑥